

4. 授業

○授業時間

各学科の毎週の授業時間は、1 講時 90 分間で時間帯は下記のとおりです。

講 時	時 間
第 1 講時	9 : 00 ～ 10 : 30
第 2 講時	10 : 40 ～ 12 : 10
第 3 講時	13 : 00 ～ 14 : 30
第 4 講時	14 : 40 ～ 16 : 10
第 5 講時	16 : 20 ～ 17 : 50

○出席回数

- ①各授業科目の単位修得のためには、授業実施回数（15 回）の 3 分の 2 以上の出席（10 回以上）が必要です。
- ②授業実施回数の 3 分の 1 を超えて欠席した学生は、定期試験の受験資格を失います。
- ③授業科目の出欠調査については、各担当者が責任を負っているので、出欠状況の確認をしたい場合は、直接、担当教員に尋ねてください。
- ④遅刻は始業時間より 20 分以内とし、特別な理由がなく 20 分を超えての遅刻は欠席とみなします。また遅刻 3 回につき 1 回の欠席とみなします。

○公欠について

公欠とは、教務部長の承認を得た公の理由により欠席することで、出席扱いではありません。本人が公欠を届け出た際、学習成果が得られるような配慮するため、授業担当者の判断で補講等によって補完される場合があります。

公欠内容

①本学が指定する実習等

実習施設の都合による実習延長期間や事前打ち合わせにより授業を欠席した場合。

②編入試験、就職試験等

4 年生大学への編入試験や、他大学、専門学校の入学試験、就職試験等により授業を欠席する場合。添付書類として試験要項等の写しが必要です。

③学校感染症

医療機関が認めた出校停止期間により授業を欠席した場合。添付書類として診断書が必要です。

④忌引き

- ・ 1 親等（父母、子）配偶者・・・7 日
- ・ 2 親等（祖父母、兄弟姉妹）・・・3 日
- ・ 3 親等（曾祖父母、叔父叔母、甥、姪）・・・2 日

それぞれ、祝祭日を含む。添付書類として会葬御礼等の証明書が必要です。

⑤その他、教務部長が認めた学外における課外活動

九州地区大学体育大会や文化大会、災害時ボランティア活動等により授業を欠席した場合。添付書類として課外活動等の実施要項が必要です。

以上の理由により授業を欠席した学生は、「公欠届」に記入し、一週間以内に証明書等を添付し学生支援課へ提出してください。

提出された「公欠届」は学生支援課で確認後、学生本人に返却しますので各授業担当者に提出してください。

○休講

学校行事や、担当者の都合(病気等)で、授業が休講となる場合があります。休講は掲示によって通知します。休講の掲示がなく、授業開始後30分を過ぎても授業担当者が教室に来ない場合は、学生支援課へ連絡してください。

○補講

休講等により、授業回数が少ない場合、補講を行います。補講は、土日祝祭日にも行われますので、補講の掲示を確認してください。

○自然災害時等の授業措置

近年、各地では想定を超える災害が起こっています。

災害時、若しくは大きな災害が予想される場合は、自分自身の安全を最優先に考え、行動してください。

なお、授業措置については、原則、以下の通りとします。

(1) 「暴風警報」或いは「特別警報」が筑後南部に発令された場合

* 「特別警報」とは、警報の発表基準をはつかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されます。

警報解除時刻	授業開始講時
午前7時までに解除	1 講時から実施
午前7時から午後9時までに解除	3 講時から実施
午前9時以降に解除	終日休講

(2) 西鉄バス（久留米～船小屋）の運行が全面的に中止された場合

開 通 時 刻	授業開始講時
午前7時までに解除	1 講時から実施
午前7時から午後9時までに解除	3 講時から実施
午前9時以降に解除	終日休講

西鉄バス以外の交通機関（西鉄大牟田線・JR等）が運行中止されても平常通り授業を行います。

(4) 公共交通機関のダイヤが大きく乱れた場合

公共交通機関のダイヤが大きく乱れた場合による遅刻・欠席は、公共交通機関等の発行する証明書を学生支援課へ提出してください。

(5) その他

休講の必要性が生じた場合は、学長の決定により学生支援課を経て、連絡網によりクラス担当者から連絡します。

災害状況に応じて、授業措置・連絡等変更する場合があります。